

第63回農地総会議事録

開 催 日 時	令和4年9月7日（水） 午後3時30分から
開 催 場 所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室
出 席 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎 恭寿・池澤 誠・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸・久保田 彦昭 ・森田 浩明・大野 哲・中島 正根・前田 眞作・上田 博・久保 壽美男 ・川澤 一博・西本 統洋・廣井 千里・竹内 佳代・山本 和正・矢野 強 <p style="text-align: right;">以上18名</p>
欠 席 委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・中村 富貴 <p style="text-align: right;">以上1名</p>
事務局出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・近森事務局長・永野次長・竹内係長・島田主任・岡本主査補 <p style="text-align: right;">以上5名</p>
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所有権移転 ②貸借権設定 ③中間管理権設定 <p>議案外（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明の件 ⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件
備 考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第63回農地総会議案書 ○現地案内図 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○令和4年度 今後のスケジュール（予定）

<p>開 会 議 長</p>	<p>(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第63回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。中村富貴委員、以上1名の委員より欠席の届けが入っております。 委員総数19名中、出席委員数18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大崎恭寿委員と竹内佳代委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 岡本主査補</p>	<p>それでは只今から、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 今月は全体で9件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、針木北、畑、41㎡を、譲受人の経営農地に隣接することによる耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地で、緑色に塗ったところが譲受人の経営農地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では野菜を栽培する予定であるとのこと。 農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農作業に従事し、臨時で5人の作業員を雇用しており、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、従前と同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのこと。 案件2は、土佐山菖蒲、畑、752㎡を、経営拡大・贈与により所有権を移転すると</p>

いう申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が案件2の申請地となります。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具等については、耕耘機を1台、所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、また、妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため特に影響がないと考えるとのことです。

案件3は、春野町弘岡下、田、757 m²外4筆、合計2,012 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことですが、本人は現在、体調を崩しており、農地の耕作及び管理については、近くに住む息子が行うとのことです。なお、本人の体調が戻り次第、ご自身も農作業に復帰するつもりであるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまで通り水稻を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページに跨ります案件4は、春野町東諸木、田、1,370 m²外3筆、合計4,364 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、借り入れている農地を全て耕作しており、申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は春野町東諸木、登記地目田、現況畑、1,251 m²を譲受人の経

営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、白菜・レタスを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、農用自動車1台を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、議案書に記載されておりますとおり、譲受人の経営面積は現在 3,655 m²ですが、本案件が許可となりますと経営面積は合計 4,906 m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

また、備考欄に記載されておりますとおり、案件4と案件5は同一の譲渡人ですが、既に亡くなっており、相続財産管理人を譲渡人としての申請となっております。相続財産管理人として選任されていることを確認できる資料として、裁判所が発行した審判書が添付されております。

続きまして、案件6と案件7は譲受人が同一の案件となっておりますので、まとめて説明いたします。案件6は春野町秋山、登記地目田、現況畑、175 m²外5筆、合計 1,066 m²を、案件7は春野町秋山、畑、287 m²を、両案件とも譲受人の経営農地が隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が案件6の、黄色に塗った所が案件7の申請地、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、案件6の申請地では、花木及び栗を、案件7の申請地では花木を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター1台を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻と2人の子も農業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲は畑作地帯であり、周辺の土地と同様に使用していく予定であるため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は5ページに跨ります案件8は、春野町仁ノ、畑、333 m²外4筆、合計 2,087 m²を、譲受人の経営拡大のため、贈与により所有権を移転するという

<p>議 長</p> <p>加藤委員</p> <p>議 長</p> <p>山本委員</p>	<p>内容の申請です。</p> <p>現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻及びキュウリを栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻や子どもも農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、取得後もこれまでと同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>続きまして案件9は、春野町西畑，田，247 m²外2筆，合計 891 m²を，譲受人の経営拡大のため，売買により所有権を移転するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、兼業農家として農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、従前と同様に水田として利用するため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をさせていただいております。</p> <p>以上で、第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。</p> <p>ただいま説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一，第三，第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果，許可相当と認めました。</p> <p>はい，ありがとうございます。続いて，第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審</p>
---	--

	議した結果、許可相当と認めました。
議長	はい、ありがとうございました。続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件3と案件6から案件9については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。 案件4、案件5については、事前審査会の時点では、現地の草刈ができていなかったことから、申請者に草刈を指導し、現地が耕作できる状況になれば許可相当と判断しました。
議長	はい、ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
竹内係長	事務局から補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。案件4、案件5につきまして、事前審査会の後、譲渡人の相続財産管理人に対し、現地の草刈を依頼しましたところ、草刈をするとの返事でしたが、その費用を支出するにあたっては裁判所の許可が必要なため、時間がかかるとのことで、一旦取下げをし、草刈りが終わってから再度申請をする、とのことでした。現時点では取り下げられていないため、草刈が出来てない状態ですが、議題に上がっております。
議長	事務局より説明がありました。他に何かご意見やご質問ございませんでしょうか。
西本委員	案件3について、譲受人から購入にあたって私に相談があった。現地は4～5年休耕状態なのでトラクターでは直ぐには叩けないと思うが、既にみかん畑などを計画しております。奥さんと2人世帯で、高齢もあり体調を崩しているが、近くに住む長男が実際は殆ど耕作しているので、できれば長男の名義で購入したいということだったが、同一世帯でないと無理でしょうか。
竹内係長	同一世帯でなくても戸籍等で2親等内の親族であることを示して頂けたら大丈夫ですけど、先般そういう話がありましたので、間に入っている人にチラッと話したら「お父さんの名前で大丈夫です」とのことでした。なお、再度確認してみましようか。
西本委員	私が相談を受けた話では、相続人となる長男の名前で購入したい。とのことだったので、確認をしてあげてください。以上です。
竹内係長	そしたらまずは本日出てきている申請自体は審議をしないといけないかと思いますが、それでも、なお、そういうご意向が譲受人さんにあるようですが、ということをお聞きしまして、もし息子さんのお名前で買うように変えたいということであれば、もう1回改めて申請をし直していただくようお願いいたします。
西本委員	ご本人に言ってあげてください。お世話している人がいるかもしれませんが、本人はそういう意向がありますので、ひとつよろしく願います。

竹内係長	はい。
議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。ないですかね。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	それでは、現地の草刈りができていない案件がありますので、案件4、案件5については、来月の農地総会までに是正をするよう指導して、今月は保留とすることとし、それ以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
加藤委員	確認ですが、案件3は今の段階で我々は許可を下ろしても、息子さんの名前で再申請するなら保留じゃないのですか？
竹内係長	もし息子さんが、お名前を変えて出し直すということであれば、申請の当事者が変わってきますので、今の申請をそのまま生かすということではできません。ですので、取下げないしは取り消しをしていただいて、もう1回息子さんのお名前で出し直していただくということが必要になるかと思えます。
西本委員	そうですか。よく分かりませんが、本人は早く綺麗な農地にしたいということをおっしゃってありますが、名前を息子さんに変えるということで、事務局がよろしいということであれば、迅速にそれを取り計らうことはできませんか。
竹内係長	今申請自体がお父さんの名前で、お父さんが判を押している状態が出てきておる訳ですので、これを息子さんのお名前で許可するということはできかねます。
議 長	案件3について色々議論していますけれども、取り下げるなら本人から取り下げてもらう必要がありますが、今日議題へ上がっている以上、今日の判断をどうするのかという部分を決める必要もございませぬ。これを保留にするのか、という部分になってきますけど、その辺をご審議いただきたいです。
竹内係長	なお、案件3自体については、許可はあくまで許可でございますので、許可したからと言って直ちに所有権が移るといふ訳ではございませぬ。許可した件の息子さんが出し直したいと1回取り消しますよと、それ自体は構いませんので。今、不許可にするべき事由がないのであれば、逆に言うと不許可或いは保留には、できないのではないかと考えます。
西本委員	事務局の方で、そういうことができないのであれば、できないということを正確に本人の方に伝えてください。
竹内係長	ではご本人様の方に、取下げないしは取り消しをして、もう1度息子さんの名前で出し直したいということであれば、出し直してくださいということで私の方から話します。
議 長	この案件3については、そしたら今日は決定してよろしいですか。

<p>竹内係長 議 長 西本委員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>今日はこれ自体は決定してください。 西本さんいいですかね。 はい。 他には何かご意見・ご質問はないでしょうか。 (意見・質問なし) ないようでしたら先ほど採決した通りに決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>岡本主査補</p>	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。 今月は1件の申請が出されております。議案書は8ページをご覧ください。 案件1は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畑、36㎡外1筆、合計333㎡の内296.75㎡を、賃借人が経営する会社の工場の建て替えに伴い社用車、来客用及び修理車両の駐車場を新設するため、賃借権を設定するという内容の申請です。 現地案内図はNo.9をご覧ください。赤い線が申請地の土地の形状を示しており、ピンクで塗った所が申請地、緑で塗った所が一体利用地となる賃借人が経営する会社の工場です。 農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、10ha以上の良好な営農条件を備えた集団的農地と連坦しているため、第1種農地と判断しております。なお、第1種農地は原則転用が許可とはなりません。今回の申請は既存施設の2分の1を超えない範囲での拡張であり、不許可の例外規定に該当すると判断しております。 それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料をご覧ください。 事業計画書によりますと、申請地が必要な理由としましては、賃借人の経営する会社の工場が手狭で老朽化したため、近隣で広い土地を探したものの条件に適した土地が見つからず、線引前宅地である現在の工場敷地での建て直しを計画しました。 現工場の敷地はあまり広くなく、新工場を建築すると社用車や修理の依頼を受けた農業用車両等を駐車させるスペースを確保できなくなるため、市道を隔てて休耕地となっている申請地を借り受けることにしたものです。 続きまして、資料2枚目の排水計画図をご覧ください。 転用計画としましては、露天駐車場として、社用車5台、来客用5台、修理の依頼を受けた農業用農機具置場3台の合計13台分、また、進入路となる申請地北側の市道は幅員が約2.5mと狭いため、申請地内に大型トラック等の転回スペースを設ける計</p>

<p>議 長</p> <p>川澤委員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>画となっております。</p> <p>造成計画につきましては、切り土、盛り土は行わず、整地計画につきましては、申請地全体を転圧してアスファルト舗装をする計画です。</p> <p>進入計画については、申請地北側に隣接する市道から進入する計画となっております。</p> <p>排水計画については、発生する排水は雨水のみで、北西向きに勾配を付けて、申請地北側の市道沿いの賃貸人が所有する水路を経由して県道春野赤岡線の道路側溝に排水する計画で、一次放流先の水路所有者となる賃貸人からの排水同意書が添付されております。</p> <p>続きまして、申請地周辺の状況についてご説明いたします。申請地北側は市道を挟んで一体利用地である宅地及び畑、西側は賃貸人が所有する宅地、南側は申請地残地を挟んで宅地、東側は田となっております。</p> <p>被害防除計画の対象は申請地北側の畑と東側の田となりますが、それぞれの農地所有者からの同意書が添付されております。</p> <p>続きまして、その他の添付書類についてご説明します。</p> <p>資金証明書類については、賃借人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。</p> <p>本件賃借人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。</p> <p>その他、賃貸借が確認できる書類として、工場敷地及び申請地の土地賃貸借契約書の写しが添付されております。</p> <p>土木委員の意見については、周辺の法定外公共物に影響を及ぼす恐れがないため、確認不要とのことを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認済みです。</p> <p>以上で第2号議案、農地法5条の規定による許可申請該当案件の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>案件1については、第1種農地であるため、「許可相当」との意見を付して、県ネッ</p>
---	--

<p style="text-align: center;">委員 議長</p> <p style="text-align: center;">岡本主査補</p>	<p>トワーク機構に諮問した後、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は、所有権移転、貸借権、中間管理権がありますが、全て一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件。①所有権移転。</p> <p>今月は全体で1件の申請が出されており、案件1のみとなっております。</p> <p>それでは、所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>議案書は11ページをご覧ください。所有権移転の総括表を掲載しております。</p> <p>今月は、所有権移転をするものが1人で延べ1人、所有権移転の設定を受けるものが1人で延べ1人となっております。土地の内訳は、田が3筆合計1,603.00㎡となっております。所有権移転の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>議案書は12ページをご覧ください。案件1は、高須と大津乙にまたがり、田、163㎡外2筆、合計1,603㎡を、売買により所有権を移転するものです。本案件は、令和2年9月8日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和4年8月12日にJA高知市大津支所にて、農地等あっせん相談員立ち会いのもと、話がまとまったものです。なお、本案件は従前、別の方との利用権設定がなされており、議案外(報告)④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件3にて合意解約がなされておりますので、後ほど説明いたします。</p> <p>なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。</p> <p>所有権移転については以上です。</p> <p>②貸借権設定。</p> <p>今月は全体で13件の申請が出されております。内訳は利用権の新規案件が6件、更新案件が7件となっております。議案書は15ページに利用権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定するものが16人で延べ18人、利用権の設定を受けるものが8人で延べ18人となっております。土地の内訳は、田が46筆28,623.00㎡、畑が1筆296㎡、合計47筆28,919.00㎡となっております。</p>
---	--

設定の内訳を見ますと、新規設定が 29 筆で 15,935.00 m²、更新が 19 筆 12,984.00 m²、合計 28,919.00 m²となっております。利用権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみ、ご説明します。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 4 年 10 月 1 日からとなっております。

続きまして、議案書は 16 ページをご覧ください。

案件 1 は、仁井田、田、1,603 m²外 3 筆、合計 3,545 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 2 は、長浜、田、1,527 m²を、5 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

なお、借人の法人は、農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されていない場合においては賃借を解除されるという、解除条件付きの使用賃借権の設定となっております。そのため、法人の定款と登記事項証明並びに農地の賃借契約書と業務役員のうち農業に常時従事する者の氏名を確認できる書類が添付されております。

続きまして、議案書は 17 ページをご覧ください。

案件 4 は、五台山、田、399 m²外 3 筆、合計 1,590 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 18 ページをご覧ください。案件 5 は五台山、田、116 m²外 11 筆、合計 3,675 m²を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 20 ページから 21 ページにまたがります案件 8 は、大津、田、352 m²外 5 筆、合計 3,803 m²を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書は 22 ページにまたがります案件 9 は、大津、田、851 m²外 1 筆、合計 1,795 m²を 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

賃借権の新規設定については以上です。

③中間管理権設定。

農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける件について、説明いたします。議案書は 27 ページに中間管理権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は利用権を設定するものが 1 人で延べ 1 人、利用権の設定を受けるものが 1 人で延べ 1 人となっております。土地の内訳は、田が 1 筆 1,213.00 m²、となっております。設定の内訳を見ますと、新規設定が 1 筆で 1,213.00 m²、となっております。中間管理権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

今月は全体で 1 件の申請が出されており、内訳は新規設定のみとなっております。

	<p>それでは内容についてご説明いたします。議案書は28ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、春野町弘岡上、田、1,213㎡を、令和4年10月1日から3年間、公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が2分の1を超える方からの同意があることを事務局にて確認しております。</p> <p>以上、計画の内容は、更新の案件も含め、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について計画が妥当なものと決定されますと令和4年10月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第2、第3、
森田委員	貸借権設定の案件1と、案件2については、計画を妥当なものと認めました。
議 長	次に、第3事前審査会の、山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	所有権移転の案件1と、貸借権設定の案件3から案件11について、計画を妥当なもの
議 長	と認めました。
川澤委員	次に、第4事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。
議 長	貸借権設定の案件12と案件13、及び中間管理権の案件1について、計画を妥当と認
委 員	めました。
議 長	ありがとうございます。事前審査会の報告が終わりました。直ちに審議に移りま
委 員	す。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	(意見・質問なし)
委 員	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
議 長	全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。
岡本主査補	議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。
	議案外報告。議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたしま
	す。議案書は、31ページから32ページをご覧ください。
	今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、三里が1件となっ
	ております。

なお、全ての案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、35ページをご覧ください。

今月は1件の届出が出されており、地区の内訳は、鴨田となっております。

当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、38ページから40ページをご覧ください。

今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が1件、一宮が3件、大津が3件、介良が2件 となっております。

なお、議案書40ページの案件7及び案件9につきましては⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件と関連案件となっておりますので、後ほど説明いたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は43ページから44ページまでをご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は高須・大津が1件、春野が2件となっております。

また、案件3については、第3号議案の案件1との、関連案件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は、47ページから48ページをご覧ください。

今月は9件の申請が出されており、地区の内訳は久重が1件、大津が1件、春野が7件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明の件についてご報告いたします。議案書は、51ページをご覧ください。

なお、農地法施行規則第29条第1号の規定では、許可不要な転用行為について定めており、農地の所有者自身が200㎡未満の農業用施設を設置する場合は該当します。

今月は1件の申請が出されており、地区の内訳は春野となっております。

	<p>対象の案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、事務局長専決処理により、農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は54ページをご覧ください。</p> <p>今月は、5条届出取消願が2件出されており、地区の内訳は、全て介良となっております。なお、この2件は先ほど③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件の中でご説明した、案件7と案件9の転用面積に変更があったため、最初の届出を取り消す内容となっております。</p> <p>令和4年8月12日付で取消願が出され、同日付で受理をしております。</p> <p>なお、訂正後の5条届出につきましては再度提出がなされており、来月の農地総会にてご報告させていただきます。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p>
議長 大野委員	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>議案書31ページの備考の欄に持分1/2とありますが、これは記述の1筆だけですか。</p>
竹内係長	<p>31ページの中、筆の中段から少し下のところに、仁井田の字砂地という小字の土地が2筆載っております。こちらの2筆につきましては持分1/2だけの相続でございます。残りの筆につきましては1筆丸ごとでの相続となっております。</p>
大野委員	<p>分かりました。</p> <p>こういう場合、名前を書く必要はないですか。</p>
竹内係長	<p>名前ですか？</p>
大野委員	<p>当事者の名前。</p>
竹内係長	<p>残りの方のということですか？残りの方の分につきましてはここへのお名前は出しておりません。</p>
大野委員	<p>で、書かなくて大丈夫ですか。</p>
竹内係長	<p>はい。大丈夫です。</p> <p>相続の結果、この2筆につきましては今回の届出者、及びもうお1人第三者、第三者といたしますか、ご親族者さんであろうと思っておりますけれども、もう1人の方との共有地となっておりますのでご報告いたします。</p>
議長 委員	<p>他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>

事務局連絡	
議長	事務局からの連絡がありましたら、お願いします。
永野次長	(令和4年度 今後のスケジュール(予定)について説明)
議長	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
竹内係長	(転用許可申請等の結果について(報告)を説明)
近森局長	(生産緑地に関する申請状況について説明)
議長	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。 その他の件で、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、10月7日(金)を予定しております。
閉会	
議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6 年 2 月 7 日

議長

上田博

議事録署名委員

大崎恭寿

議事録署名委員

竹内 匡代

議事録作成者

島田 佳史